

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令の一部を改正する政令案について（概要）

## 1. 改正の趣旨

- 医師については、
  - ・ 良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号。以下「改正法」という。）第5条の規定による改正後の医師法（昭和23年法律第201号。以下「第5条新医師法」という。）第17条の2第1項において、新共用試験（医師）（大学において医学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を備えているかどうかを評価するために大学が共用する試験として厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）に合格した者について、当該大学が行う臨床実習の一環として、医師の指導監督の下に、医師として具有すべき知識及び技能の修得のために医業（政令で定めるものを除く。）をすることができるとする規定が新設され、令和5年4月1日から
  - ・ また、改正法第6条の規定による改正後の医師法（以下「第6条新医師法」という。）第11条第1項に規定する医師国家試験の受験資格について、新共用試験（医師）に合格した者という要件（新第1号）が追加され、令和7年4月1日からそれぞれ施行することとされている。
  
- 歯科医師についても同様に、
  - ・ 改正法第7条の規定による改正後の歯科医師法（昭和23年法律第202号。以下「第7条新歯科医師法」という。）第17条の2第1項において、新共用試験（歯科医師）（大学において歯学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を備えているかどうかを評価するために大学が共用する試験として厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）に合格した者について、当該大学が行う臨床実習の一環として、歯科医師の指導監督の下に、歯科医師として具有すべき知識及び技能の修得のために歯科医業（政令で定めるものを除く。）をすることができるとする規定が新設され、令和6年4月1日から
  - ・ 改正法第8条の規定による改正後の歯科医師法（以下「第8条新歯科医師法」という。）第11条第1項に規定する歯科医師国家試験の受験資格について、新共用試験（歯科医師）に合格した者という要件（新第1号）が追加され、改正法第8条の規定は、令和8年4月1日からそれぞれ施行することとされている。
  
- 一部の大学の医学部及び歯学部においては改正法第5条から第8条までの規定の施行前において、新共用試験（医師）及び新共用試験（歯科医師）に相当する試験が実施されるため、本政令案は、上記の改正について必要な経過措置を定めるものである。

## 2. 改正の内容

- 令和5年4月1日前に、新共用試験（医師）に相当するものとして厚生労働大臣が定めるものに合格した者は、新共用試験（医師）に合格した者とみなして、第5条新医師法第17条の2第1項の規定を適用する。
- 令和5年4月1日前に、新共用試験（医師）に相当するものとして厚生労働大臣が定めるものに合格した者は、新共用試験（医師）に合格した者とみなして、第6条新医師法第11条第1項の規定を適用する。
- 令和6年4月1日前に、新共用試験（歯科医師）に相当するものとして厚生労働大臣が定めるものに合格した者は、新共用試験（歯科医師）に合格した者とみなして、第7条新歯科医師法第17の2第1項の規定を適用する。
- 令和6年4月1日前に、新共用試験（歯科医師）に相当するものとして厚生労働大臣が定めるものに合格した者は、同号の新共用試験（歯科医師）に合格した者とみなして、第8条新歯科医師法第11条第1項の規定を適用する。

### 3. 根拠法令

改正法附則第18条

### 4. 施行期日等

- 公布日：令和4年3月下旬（予定）
- 施行期日：施行期日について、改正法の施行期日に合わせ、改正法第5条に係る経過措置については令和5年4月1日、改正法第6条に係る経過措置については令和7年4月1日、改正法第7条に係る経過措置については令和6年4月1日、改正法第8条に係る経過措置については令和8年4月1日に施行することとする。